

# ウォーターニュースあまがさき

発行: 尼崎市水道局

第26号 / 平成17年3月

〒660-0051 尼崎市東七松町2丁目4-16 TEL:6489-7402 FAX:6489-7403 ホームページ <http://www.suidou.amagasaki.hyogo.jp>

## 水道料金の値上げ(案)を市議会に提出しています

平均値上げ率14.73%

### これまでの経過

水道事業の水の売上量は、平成4年度をピークとして急激な落ち込みが続いており、いつそれが止まるのか予測がつかず、このため、水道事業財政は非常に苦しい状況となっており、平成19年度末で49億円の累積赤字が見込まれていました。

このため、昨年6月、尼崎市公営企業審議会に「今後の水道事業運営のあり方」について諮問し、11月に答申を受けました。答申の内容は「ウォーターニュース第25号(平成16年12月12日新聞折込み)」でお知らせしたところですが、中長期的対策としては、供給能力が過大となっている現状を見据え、阪神水道企業団からの受水量の削減や広域的な視点による抜本的な経営改善などが提言されました。

しかし、これらの施策は直ちに現在の財政状況の改善に効果をもたらすことが難しく、内部管理業務の見直しなどの内部努力や、中期目標を掲げて経営改善を行う

ことを前提として、料金の改定もやむを得ないものとされました。

この答申を踏まえ、水道局では、業務の委託化などによる内部管理経費を削減する合理化計画、阪神水道企業団からの受水量の削減などの中期目標の設定及び水道料金の改定を柱として経営健全化計画策定の基本方針を定め、これを「市報あまがさき(平成16年12月15日号)」に公表し、市民の皆様のご意見を募集しました(パブリックコメントの募集)。そして皆様から寄せられたパブリックコメントの内容とそれに対する水道局の考え方を「市報あまがさき(平成17年2月5日号)」に掲載しました。

これらの経過を経て、水道料金の値上げ(案)を今市議会に提出しています。

詳しくは、水道局経営管理課へ(TEL 6489-7405 FAX 6489-7403)

### 水道料金値上げ(案)のQ&A

**Q1 平成14年度に値上げしたばかりなのに、なぜまた値上げをするの!?**

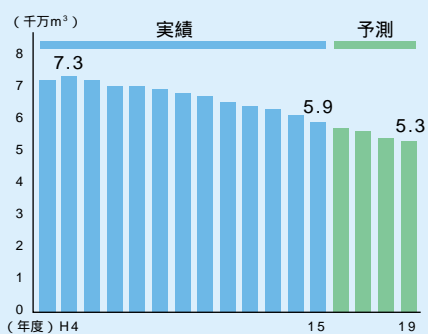
**A** 大きな理由は、水の売上収入の減少が止まらないためです。

水の売上量は、景気の低迷、節水機器の普及等により平成4年度をピークに減少し続けています。

この減少がいつ止まるのか見通しがたらず、職員数の削減等の内部努力をしても、3年後の平成19年度末には41億円の累積赤字が発生する見込みです。

このため、今後とも安全で良質な水を安定的にお届けしていくためには、財政の立て直しをする必要があり、料金の値上げをお願いせざるを得なくなっています。

水の売上量の推移



**Q2 売上げが減ったら合理化などで支出を減らして経営していくのが当然でしょう。料金値上げは安易すぎない?**

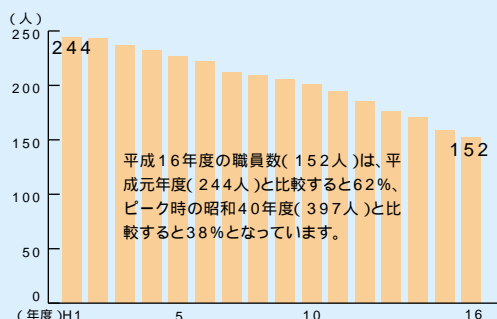
**A** 職員数の削減などの努力はしています。しかし、水道事業は、**固定的経費の割合が高いため費用の削減がままなりません。**

職員数の削減などの合理化は継続して実施しており、今後とも努力を重ねていきます。しかし、水道事業は大きな施設を必要としますので、固定的経費の割合が非常に高いという特徴があります。

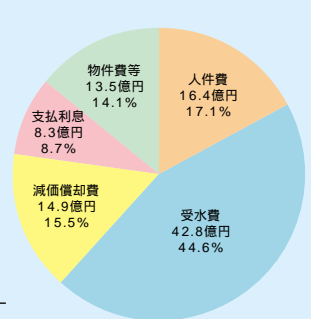
具体的な例をあげますと、浄水場や水道管など水道施設の建設資金や河川から水を取る権利(水利権)を取得するための資金は借入に頼らざるを得ません。そして、この借入は、20年から30年もの長期に渡って水道料金収入で返済しています。

また、支出の40%強を占める阪神水道企業団に支払う受水費(水の代金)についても、購入する水の量が減ってもその支払額は減りませんので**固定的経費**となります。(Q3へ)

職員数の推移



平成15年度の支出内訳



**支出費目の説明**  
**受水費:** 阪神水道企業団、兵庫県営水道から水を買う費用で、42.8億円のうち 阪神水道企業団への支払分は42.1億円でほとんどを占めています。これは**固定的経費**です。  
**減価償却費:** 配水管などの水道施設や水利権の減価償却費で、借入金の返済財源となります。これも**固定的経費**です。  
**支払利息:** 水道施設を造ったり水利権を取得するための借入金の利息で、**固定的経費**です。  
**物件費等:** 委託料、修繕費、賃借料を主な内容とする事業運営上欠くことのできないもので、削減の余地が少ない**経費**です。

**Q3 阪神水道企業団から購入する水の量が減っても支払額は減らないとはどういうこと?**

**A1** まず、阪神水道企業団の説明をします。

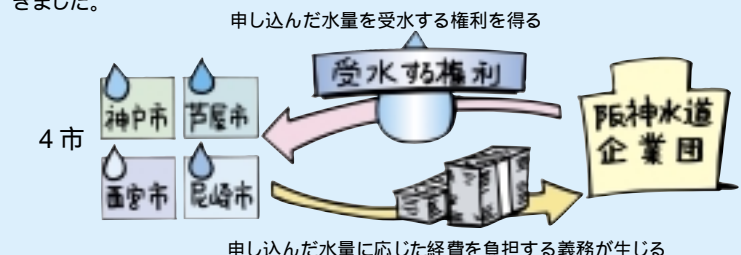
阪神水道企業団は昭和11年に4市が共同で設立した水道の卸売りをする団体です。それぞれが独自で淀川から水を引き、浄水処理するよりも、共同でする方が効率的で安く水を供給できるからです。



**A2** 4市と阪神水道企業団との関係……権利と義務

4市は企業団に対し、それぞれが必要とする水量を申し込み、企業団はそれに基づき借金などで水利権を取得し、施設を建設します。そして4市は申し込んだ水量の割合に応じて借金の返済金など企業団の運営に必要なすべての経費を負担し、それと引き換えに申し込んだ水量を受水する権利を得ます。

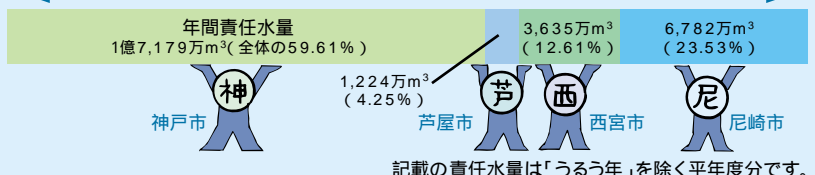
この権利により、尼崎市は、断水のない安定した水道を築き、市民生活と都市活動を支えてきました。



**経費負担のルール(責任水量制)**

具体的な経費負担のルールは、各市が申し込んだ水量の7割の水量の水代を毎年度支払うことになっています(実際の受水量が7割未満でも7割分を支払う必要があります)。これを**責任水量制**といい、尼崎市は毎年度6,782万<sup>3</sup>分の水代を支払う義務があります。このように4市が応分の負担をすることにより阪神水道企業団の運営は成り立っています。

阪神水道企業団を運営する経費(4市は責任水量1<sup>3</sup>当たり61円96銭を負担します)

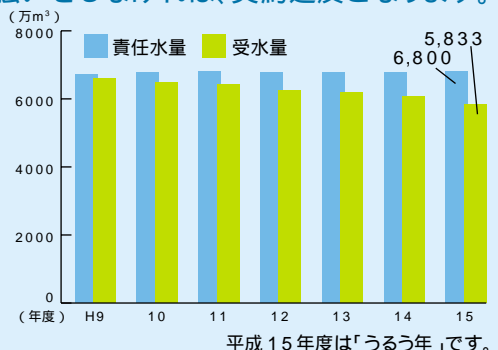


**A3** 水の売上量の減少により、尼崎市は平成9年度から**責任水量の全部を受水することができなくなっています…だからといってその分の支払いをしなければ、契約違反となります。**

右のグラフのとおり、平成9年度以降尼崎市は、責任水量の全部を取れなくなっています。

しかし、これまで説明してきたように、責任水量分の水代を支払うことは4市の義務であり、阪神水道企業団運営の根幹です。

したがって、取り残した水量があるからといって、その分の水代を支払わないということは**契約違反**となります。



裏面へ

**Q4** いくら約束しているからといって、阪神水道企業団への負担をそのままにしておいていいの。水の売上量が減ってきているのだから、何とかしなければならないんじゃない？ また、固定的経費の負担が減らないというのなら、施設の規模を縮小していく必要があるんじゃない。そうしなければ、売上量が減るたびに、また値上げとなるでしょう！

**A1** まず、施設規模についてですが、

尼崎市の水道は、確保している水量が豊富で少々のお水ではビクともしないと言われてきました。また、阪神水道企業団の卸値が安いこともあって水の売上量が落ちる前は全国的にも非常に安い水道料金でした。しかし、水の売上量の急激な減少により現在の供給能力が負担となってきていることは事実ですので、将来にわたる給水の安定性や、事故、災害時などへの対応を十分考慮するなかで、それを見直すべきと考えています。

尼崎市の水道は、戦後の復興期から高度成長期の流れの中で、水の使用量の増大に対処するために供給能力の拡大を図ってきました。こうしたなかで昭和48年には、1日に304,600m<sup>3</sup>の水が使われました。そしてその後予想された人口増等に対応するために、将来は1日に382,650m<sup>3</sup>の水を供給できる能力とする計画にしました。

現在の能力は351,486m<sup>3</sup>ですが、平成15年度の1日最大供給量は、208,378m<sup>3</sup>しかなく、供給能力と実績との差が大きくなる一方です。

このことに関し、公営企業審議会の答申では、長期的な水需要の推計は最大でも288,000m<sup>3</sup>であると述べています。

**1日最大供給能力**

	現在の供給能力	計画供給能力
自己施設(神崎浄水場)	84,650m <sup>3</sup>	84,650m <sup>3</sup>
阪神水道企業団(受水)	265,436m <sup>3</sup>	289,000m <sup>3</sup>
兵庫県営水道(受水)	1,400m <sup>3</sup>	9,000m <sup>3</sup>
計	351,486m <sup>3</sup>	382,650m <sup>3</sup>

**1日最大供給量の実績**

H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
224,900m <sup>3</sup>	219,500m <sup>3</sup>	219,826m <sup>3</sup>	215,402m <sup>3</sup>	208,378m <sup>3</sup>

**A2** 供給能力の見直しについては

既に、現在阪神水道企業団が実施している第5期拡張事業の継続は必要がないとしてストップさせ、今後のあり方について阪神水道企業団及び他の3市と協議しています。さらに、責任水量の見直しについても協議を始めていますが、今後は具体的な数値目標を掲げて交渉を進めていきます。

供給能力の縮小のため、仮に自己施設(神崎浄水場)を廃止したとしても、水利権や施設を建設するためにした借金を始めとして様々な負担が残ります。したがって、経済効果が期待できませんし、大震災や渇水時に神崎浄水場が果たしてきた役割を考えると廃止するのは危険が多すぎると考えています。

したがって、まずは阪神水道企業団の受水量を減らすことを優先させています。

尼崎市は、今後、同企業団が実施中の第5期拡張事業から更に約23,600m<sup>3</sup>の水を受水する計画となっていますが、これについては市議会と水道局とが一致して必要がないと阪神水道企業団に申し入れ、現在建設工事をストップさせています。

更に、責任水量についても、他都市との水配分の変更などにより見直しができないか協議を始めていますが、今後は同企業団からの受水量の削減について、まず、上記23,600m<sup>3</sup>を含めた35,000m<sup>3</sup>の削減を本市水道事業の中期目標として掲げ、その実現に努めます。

いずれも、阪神水道企業団と構成4市とが合意しなければ実現しない問題ですが、全力を注いでいきます。



**Q5** 大体の事情はわかったけれど、料金値上げ(案)の具体的な内容はどんなもの。私の家の料金はどのくらい値上げされるの？

**A1** 料金値上げ(案)の主な内容は、次のとおりです。

平成17年度から19年度までの3か年で職員16人を削減します。(152人 136人:効果は3か年で1.6億円)

中期目標を定め、次の事項の達成に努めます。(期間は17年度から21年度までの5か年、達成した場合の効果は年間2.8億円です。)

上記の16人以外に10人の職員を削減します。

阪神水道企業団からの受水量35,000m<sup>3</sup>/日を減らすよう同企業団及び関係3市との協議を継続し、実現を目指します。

これらの内部努力を達成したうえで、平成21年度までの毎年度の収支ができるだけ赤字とならないよう、平均で14.73%の料金値上げをします。

実施日は、平成17年7月1日を予定しています。

**A2** 料金設定は、次のようにします。

全メーター口径の基本料金を値下げします。(業務の委託化等の実施で原価となる料金徴収経費などが減ったためです。)

従量料金の区分を5段階から3段階に整理します。(従量料金の区分については、節水型の水需要に応じた料金体系にするのと同時に、できるだけ原価が料金に反映されるように現在の5段階から3段階にしますが、口径20mm以下の1ヵ月10m<sup>3</sup>までの単価については急激な負担増とならないよう配慮しています。)

口座振替割引制度を導入します。(口座振替による納期内支払い分、1回につき53円を割り引きます。)

**新旧水道料金表(1戸が2ヵ月使用した場合)**

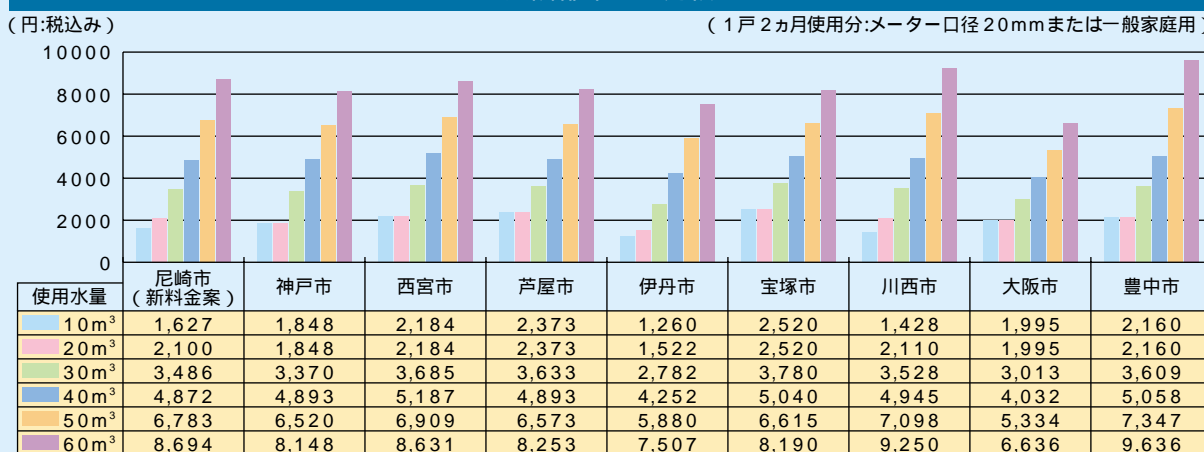
新料金(案)				現行料金			
メーター口径	基本料金	従量料金		メーター口径	基本料金	従量料金	
20mm以下	1,100円	第1段 使用水量 1m <sup>3</sup> - 20m <sup>3</sup> 1m <sup>3</sup> =45円	第2段 使用水量 21m <sup>3</sup> - 40m <sup>3</sup> 1m <sup>3</sup> =132円	20mm以下	1,180円	第1段 使用水量 1m <sup>3</sup> - 20m <sup>3</sup> 1m <sup>3</sup> =15円	第2段 使用水量 21m <sup>3</sup> - 40m <sup>3</sup> 1m <sup>3</sup> =132円
25mm	2,440円	使用水量 1m <sup>3</sup> - 60m <sup>3</sup> 1m <sup>3</sup> =157円	使用水量 61m <sup>3</sup> - 100m <sup>3</sup> 1m <sup>3</sup> =203円	25mm	2,560円	使用水量 1m <sup>3</sup> - 40m <sup>3</sup> 1m <sup>3</sup> =132円	使用水量 41m <sup>3</sup> - 60m <sup>3</sup> 1m <sup>3</sup> =153円
40mm	6,440円	使用水量 1m <sup>3</sup> - 400m <sup>3</sup> 1m <sup>3</sup> =237円	使用水量 401m <sup>3</sup> - 2,000m <sup>3</sup> 1m <sup>3</sup> =289円	40mm	6,720円	使用水量 1m <sup>3</sup> - 200m <sup>3</sup> 1m <sup>3</sup> =199円	使用水量 201m <sup>3</sup> - 400m <sup>3</sup> 1m <sup>3</sup> =227円
50mm	15,280円			50mm	15,920円		
75mm	31,920円			75mm	33,260円		
100mm	59,960円			100mm	62,480円		
150mm	124,800円	使用水量 1m <sup>3</sup> - 12m <sup>3</sup> 1m <sup>3</sup> =35円	使用水量 13m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> =85円	150mm	130,040円	使用水量 1m <sup>3</sup> - 5円	使用水量 6m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> =85円
200mm	258,400円			200mm	269,240円		
250mm以上	319,400円	1m <sup>3</sup> =72円		250mm以上	332,740円	1m <sup>3</sup> =270円	
公衆浴場用臨時工費用	上記メーター口径の額	1m <sup>3</sup> =318円		公衆浴場用臨時工費用	上記メーター口径の額	1m <sup>3</sup> =67円	
共用(1戸につき)	500円			共用(1戸につき)	526円		

**水道料金早見表**

(1戸2ヵ月使用分:メーター口径20mm以下) (円:税込み)

使用水量(m <sup>3</sup> )	新料金(案)	現行料金	使用水量(m <sup>3</sup> )	新料金(案)	現行料金
0	1,155	1,239	31	3,624	3,078
1	1,202	1,254	32	3,763	3,217
2	1,249	1,270	33	3,901	3,355
3	1,296	1,286	34	4,040	3,494
4	1,344	1,302	35	4,179	3,633
5	1,391	1,317	36	4,317	3,771
6	1,438	1,333	37	4,456	3,910
7	1,485	1,349	38	4,594	4,048
8	1,533	1,365	39	4,733	4,187
9	1,580	1,380	40	4,872	4,326
10	1,627	1,396	41	5,011	4,465
11	1,674	1,412	42	5,150	4,604
12	1,722	1,428	43	5,289	4,743
13	1,769	1,443	44	5,428	4,882
14	1,816	1,459	45	5,567	5,021
15	1,863	1,475	46	5,706	5,160
16	1,911	1,491	47	5,845	5,299
17	1,958	1,506	48	5,984	5,438
18	2,005	1,522	49	6,123	5,577
19	2,052	1,538	50	6,262	5,716
20	2,100	1,554	51	6,401	5,855
21	2,238	1,692	52	7,165	6,253
22	2,377	1,831	53	7,356	6,414
23	2,515	1,969	54	7,547	6,575
24	2,654	2,108	55	7,738	6,736
25	2,793	2,247	56	7,929	6,897
26	2,931	2,385	57	8,120	7,058
27	3,070	2,524	58	8,311	7,219
28	3,208	2,662	59	8,502	7,380
29	3,347	2,801	60	8,693	7,541
30	3,486	2,940			

**近隣都市との比較**



口座振替による納期内支払い分は、上記の金額から53円を割引した金額になります。